

役員報酬（日当額その他）に基準を次のように定める。

（平成 29 年 6 月 19 日の定時評議員会の決議による）

1 平成 29 年度以降の、役員報酬（日当）については

◎ 日当金額 20,000 円（弁償費含む）とする。

この報酬金額は、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員
すべてに該当させる。

2 法人の経営する木の実こども園の職員を委嘱されている理事
について。

◎ 職員の給与規定に定めた基準により支給する。

また理事会等に出席した場合の日当についてはこれを支給しない。